

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを確認し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

健康増進事業関連事務では、事務の一部を外部委託業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

大分県杵築市長

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、健康増進事業を行っており、健康増進法第17条第1項及び第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務において特定個人情報を取り扱う。 ①健康診査等に関する事務 ②訪問指導に関する事務 ③健康相談に関する事務 ④健康教育に関する事務
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表111の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条 3. 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康長寿あんしん課
②所属長の役職名	健康長寿あんしん課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 総務課 TEL:0978-62-1801
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒873-0005 大分県杵築市大字猪尾956番地 健康推進館内 健康長寿あんしん課 TEL:0978-64-2540
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・入力や送付に関しては、複数人での確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	判断の根拠: 杵築市セキュリティ委員会で毎年度当初に承認を得た教育研修を、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	I 関連情報1. ②事務の概要	①健康増進事業として実施される健康審査等の事業者衣装者を確認	①健康増進事業として実施される健康診査等の対象者を確認	事後	
平成29年7月20日	I 関連情報4. ①実施の有無	未定	実施しない	事後	
平成29年7月20日	I 関連情報5. ②所属長	健康長寿あんしん課長	健康長寿あんしん課長 工藤 靖子	事後	
平成29年7月20日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2015/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年7月20日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2015/4/1	2017/4/1	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報5. ②所属長の役職名	健康長寿あんしん課長 工藤 靖子	健康長寿あんしん課長	事後	
平成30年9月27日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年9月27日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成31年1月28日	I 関連情報1. ③システムの名称	1. Acrocity健康管理 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー	1. 健康かるて(健康管理システム) 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー	事前	
平成31年1月28日	IVリスク対策	—	新様式による追加	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年12月6日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2019/4/1	2019/10/1	事後	
令和1年12月6日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2019/4/1	2019/10/1	事後	
令和2年11月17日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2019/10/1	2020/10/1	事後	
令和2年11月17日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2019/10/1	2020/10/1	事後	
令和2年11月17日	IVリスク対策8 実施の有無	[○] 外部監査	[] 外部監査	事後	
令和3年11月26日	I 関連情報3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の76の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の102の2項	事後	
令和3年11月26日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2020/10/1	2021/10/1	事後	
令和3年11月26日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2020/10/1	2021/10/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月22日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8項及び別表第二の102の2項 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8項及び別表第二の102の2項	事前	
令和4年10月1日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2021/10/1	2022/10/1	事後	
令和4年11月4日	IVリスク対策8. 監査	[] 外部監査	[○] 外部監査	事後	
令和5年11月15日	IVリスク対策8. 監査	[○] 外部監査	[] 外部監査	事後	
令和5年11月15日	I関連情報3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の102の2項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の76の項		
令和5年11月15日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2022/10/1	2023/10/1	事後	
令和5年11月15日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2022/10/1	2023/10/1	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、健康増進事業を行っており、健康増進法第17条第1項及び第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務において特定個人情報を取り扱う。 ①健康増進事業として実施される健康診査等の対象者を確認 ②結果管理等の事務	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、健康増進事業を行っており、健康増進法第17条第1項及び第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務において特定個人情報を取り扱う。 ①健康診査等に関する事務 ②訪問指導に関する事務 ③健康相談に関する事務 ④健康教育に関する事務	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報-3.個人番号の利用-法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第54条	1.番号法第9条第1項 別表111の項 2.番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条 3.番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 関連情報-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8項及び別表第二の102の2項 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8項及び別表第二の102の2項	1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139の項	事後	
令和7年1月27日	IIしきい値判断項目-1.対象人数-評価対象の事務の対象人数は何人か-いつ時点の計数か	2023/10/1	2024/10/1	事後	
令和7年1月27日	IIしきい値判断項目-2.取扱者数-特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か-いつ時点の計数か	2023/10/1	2024/10/1	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策-8.人手を介在させる作業-人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策-9.人手を介在させる作業-人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か-判断の根拠	—	・入力や送付に関しては、複数人での確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策-11.最も優先度が高いと考えられる対策-最も優先度が高いと考えらえる対策	—	[9]従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策-11.最も優先度が高いと考えられる対策-当該対策は十分か【再掲】	—	[十分である]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	IVリスク対策-11.最も優先度が高いと考えられる対策-当該対策は十分か【再掲】-判断の根拠	—	判断の根拠: 杵築市セキュリティ委員会で毎年度当初に承認を得た教育研修を、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	